

世界最先端 IT 国家創造宣言の変更について

〔平成 28 年 5 月 20 日〕
閣 議 決 定

世界最先端 IT 国家創造宣言(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)の全部を別紙のとおり変更する。

世界最先端 IT 国家創造宣言

平成 28 年 5 月 20 日

目 次

I.	世界最先端 IT 国家創造宣言に基づくこれまでの成果	2
1.	これまでの代表的な成果	2
(1)	行政情報システム改革を通じた利用者志向の行政サービスの実現	2
(2)	マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上	4
(3)	安全・安心なデータ流通の促進	5
(4)	農業の IT 化による国際競争力強化	6
(5)	世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現	7
2.	IT 利活用による目指すべき社会の実現に向けた今後の重点的な取組方針	7
II.	「国から地方へ、地方から全国へ」（IT 利活用の更なる推進のための3つの重点項目）	9
1.	〔重点項目1〕国・地方の IT 化・業務改革（BPR）の推進	9
(1)	国の IT 化・業務改革（BPR）の更なる推進	9
(2)	地方公共団体の IT 化・業務改革（BPR）の推進	10
(3)	ガバナンス体制の強化	11
2.	〔重点項目2〕安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備	12
(1)	利用者志向のデータ流通基盤の構築	12
(2)	データ流通の円滑化と利活用の促進	13
(3)	課題解決のためのオープンデータの「実現」（オープンデータ 2.0）	17
3.	〔重点項目3〕超少子高齢社会における諸課題の解決	18
(1)	ビッグデータを活用した社会保障制度の変革	18
(2)	マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革	19
(3)	IT 利活用による諸課題の解決に資する取組	19
①	産業競争力の強化	19
②	地方創生の実現	22
③	マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上	23
④	安全で災害に強い社会の実現	24
III.	推進体制等	26
1.	政府 CIO の司令塔機能の発揮	26
2.	関係本部等との連携体制	26
3.	進捗管理における評価指標の設定・管理	27
4.	国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開	27

※ 世界最先端 IT 国家創造宣言 工程表

I. 世界最先端 IT 国家創造宣言に基づくこれまでの成果

情報通信技術（IT）は力強い経済成長を実現するための鍵であるとともに、我が国の社会を抜本的に変革し、安全・安心・快適な国民生活を実現するための重要なツールである。

このような認識の下、政府は、閉塞感を打破して再生する我が国を牽引することを企図し、世界最高水準の IT 利活用を通じた、安全・安心・快適な国民生活を実現するため、政府の IT 戦略として平成 25 年 6 月に「世界最先端 IT 国家創造宣言」（以下「創造宣言」という。）を策定したところである。

創造宣言に基づき、同年 5 月に新たに設置された内閣情報通信政策監（以下「政府 CIO」という。）を中心に、府省庁の縦割りを打破して「横串」を通すことにより、政府が一丸となって各種施策の推進に取り組んでいる。

これまでの 3 年間にわたる取組については、一定の成果を上げつつあり、これまでの代表的な成果を俯瞰^{ふかん}すると以下のとおりである。

I-1. これまでの代表的な成果

I-1-1 (1) 行政情報システム改革を通じた利用者志向の行政サービスの実現

[取組の目的]

国・地方公共団体・事業者の円滑なシステム連携を実現する仕組みづくりを目指して、行政の縦割りを排した抜本的な IT 化・業務改革（BPR：Business Process Reengineering）を進め、効率的な行政運営と利用者志向の利便性の高い公共サービスを実現する。

その際、行政情報システムのクラウド化・統廃合を通じた運用コストの削減により生じた節減分を電子行政の付加価値を高める投資に活用する。

[主な成果]

- ・ 国の行政情報システムのクラウド化・統廃合を通じた運用コストの削減により生じた節減分^(注1)を子育てや引っ越し等に係る行政手続の簡素化等を可能

(注1) 国の行政情報システム削減数は、平成 30 年度までに 908 システムとなる見込み（平成 24 年度（1,450 システム）比約 63%減。当初目標 50%減）であり、国の行政情報システムのクラウド化の推進に関しては、政府共通プラットフォームへの移行を推進し、平成 33 年度までに 316 システムが移行予定 [平成 27 年 3 月時点]。また、運用コストについては、コスト削減対象のシステム全体で平成 33 年度までを目処に年間 1,000 億円を超える削減を見込む（平成 25 年度（運用コスト約 4,000 億円）比約 28%減。当初目標 30%減） [平成 28 年 3 月時点]。

とするマイナンバー制度の導入（セキュリティ対策を含む。）に必要なシステム構築・改修等の経費の一部に充当しつつ、マイナンバー制度のシステム整備を推進中。

- 人事・給与業務に係る業務改革（BPR）について、IT の利活用等による抜本的な効率化を実現するため、平成 26 年 8 月に「人事給与業務効率化推進会議」（議長：内閣官房副長官）を立ち上げ、同会議で策定した改善計画^(注2)に基づき、業務の統一化・合理化などの業務見直しを推進。

あわせて、平成 28 年度中に全ての府省庁等が共通の人事・給与システムに移行することを目指して、性能・品質・機能向上に向けた改修を推進中。

- 国・地方公共団体の IT 化・業務改革（BPR）について、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT 総合戦略本部」という。）の下で開催されている e ガバメント閣僚会議において、平成 27 年 4 月から取組を開始。地方公共団体の取組^(注3)により削減されたコストや投入されていた人的資源を地方公共団体の他の公共サービス（例えば、行政窓口サービス等）の質の向上やセキュリティ対策強化に活用することで、国民生活の利便性、安全性の向上を期待。

- 文字情報基盤^(注4)と共通語彙基盤^(注5)を整備。国・地方公共団体がこれらの基盤を活用することで、組織や業務分野を超えた行政情報システム間の連携が可能となり、円滑な公共サービスの提供を期待。

- 国の行政情報システムに関する投資の状況や各種施策の進捗状況等を国民に分かり易い形で提供する「日本版 IT ダッシュボード」を整備。これにより、一層の透明性の向上を図ることでシステム品質向上等を期待。

(注2) 「人事給与業務効率化に向けた改善計画」（平成 27 年 3 月 27 日人事給与業務効率化推進会議決定。同年 8 月 7 日改定）。

(注3) 平成 27 年 4 月 1 日時点で、728 団体がクラウド化（うち自治体クラウド（複数団体共同でのクラウド化）293 団体、単独クラウド（単独団体でのクラウド化）435 団体）。

(注4) 氏名や法人名の正式表記と簡易表記を行政情報システム上で使い分けられるようにする基盤。

(注5) 氏名や住所等語彙の表記・意味・データ構造を共通化してデータの交換・活用を容易にする基盤。

1-1-(2) マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上

[取組の目的]

行政手続の簡素化等による国民生活の利便性の向上、公共サービスの給付と負担の公平化による公平・公正な社会の実現、バックオフィス連携等による行政の効率化を図る。

[主な成果]

- ・ マイナンバー制度の普及と利活用を図るため、国・地方公共団体・事業者が連携して取り組むべき事項を明記した「中間とりまとめ」^(注6)を策定し、特にマイナンバーの利用範囲の拡大については、戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務等を中心に取組を推進中^(注7)。
- ・ 公的個人認証サービスの利活用に向けた技術的検証や制度整備の検討を踏まえ、コンビニのキオスク端末による戸籍証明書の交付や、母子健康情報の提供等、様々な場面でのマイナンバーカードの利活用拡大に向けた取組を推進中。
- ・ 国が率先してマイナンバーカードの普及と利活用を推進するため、平成 28 年度から国家公務員 IC カード身分証のマイナンバーカードへの一体化を順次進めることとし、一体化に必要な共通システムの整備を推進中^(注8)。
- ・ マイナンバーカードの調達コストを最大限抑制するとともに、マイナンバーカードの国民への無償配布を実現。

(注6) 平成 26 年 5 月 20 日新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会取りまとめ。

(注7) 戸籍事務については、平成 31 年通常国会を目処に必要な法制上の措置を講ずる。旅券事務については、戸籍事務での検討状況を踏まえ、平成 31 年通常国会を目処に必要な法制上の措置等を講ずる。在外邦人の情報管理業務等については、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、その結果を踏まえ、平成 31 年通常国会を目処に必要な法制上の措置又はその他の必要な措置を講ずる。

(注8) 国家公務員 IC カード身分証を府省庁横断で一括して調達することで、調達コストを抑制(約 10 億円減)。

1-1-(3) 安全・安心なデータ流通の促進

[取組の目的]

安全・安心なデータ流通を促進し、超少子高齢社会における諸課題の発見（見える化）・解決や、データを利活用した新サービスの創出等を通じ、国民生活の質の向上等を図る。

[主な成果]

- 「電子行政オープンデータ戦略」^(注9)等に基づき、課題解決型オープンデータの推進、データの公開と利活用の一体的推進を図るため、国、地方公共団体及び独立行政法人におけるオープンデータの取組を促進中^(注10)。これにより、オープンデータを活用した様々な課題の解決事例が登場。
- 地方公共団体のオープンデータの取組への支援として、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」^(注11)の策定等を行い、地方公共団体に提供するとともに、人的支援として「オープンデータ伝道師」^(注12)を任命・派遣する等、取組の啓発や横展開を推進中。
- 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の改正により、個人情報の定義の見直し（グレーゾーンへの対応）や、個人情報を匿名加工処理した上で、本人同意なしで利活用を可能とする枠組みの整備等、新サービスの創出等のための利活用環境を整備。
- 医療・健康情報等の各種データ（レセプトデータ、特定健診データ、がん登録データ等）の蓄積や集約等、医療機関・保険者等による取組を推進中。これらのデータの更なる利活用の推進により、国民の健康や医療サービスの質の向上等を期待。

(注9) 平成 24 年 7 月 4 日 IT 総合戦略本部決定。

(注10) 政府データカタログサイトの開設（データセット数は約 1 万 6 千件）、「政府標準利用規約 2.0」の策定（平成 27 年 12 月 24 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）等の環境整備を実施。

(注11) 平成 27 年 2 月 12 日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室策定。同年 8 月 3 日改定。

(注12) 地方公共団体に派遣するため、内閣官房 IT 総合戦略室が任命するオープンデータに造詣の深い有識者。国の取組とその成果をまとめた「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」、事例集（オープンデータ 100）、オープンデータパッケージ（データカタログサイトとダッシュボードをセットにした、地方公共団体向けオープンデータ導入システム（平成 28 年 6 月ソースコード公開予定））等を活用し、地方公共団体への普及啓発やオープンデータの取組を支援する役割を担う。

- ・ 法人番号の利活用により、国・地方公共団体・事業者による法人に関する情報検索コストの削減や、国民に対する法人情報の円滑な提供等を図るため、府省庁ウェブサイトにおける法人番号併記ルールの策定等、法人番号の普及と利活用の取組を推進中。

1-1-(4) 農業のIT化による国際競争力強化

[取組の目的]

農業就業者の高齢化等による深刻な労働力不足、ノウハウ等の継承に対する懸念等に対応するため、農業のIT化により、熟練農家のノウハウ等の継承、環境・生育データを利活用した農作物の高品質化や生産性の向上を進め、我が国農業の国際競争力の強化に取り組む。

[主な成果]

- ・ 農業関連情報（農作物や農作業の名称等）に関する表記方法の標準化の基本的な考え方、農業関連情報の帰属や権利関係などの検討内容を整理した「農業情報創成・流通促進戦略」^(注13)、それに基づくガイドライン^(注14)（具体例を整理）を策定。これにより、農業関連情報の利活用を促進し、農業への新規参入促進や農業生産量の拡大等を期待。
- ・ 農地情報公開システムを整備し、農地情報を一元的に公開（平成27年4月）することにより、新規参入等を希望する「農地の受け手」が全国から農地を探すことを可能化。また、農地集積・集約化に向け、農地中間管理機構及び市町村・農業委員会による調整活動にも活用されることにより、農業への新規参入等を通じ、農業の成長産業化につながることを期待。
- ・ 生産現場の重労働作業の負担や高齢化に伴う担い手不足等の課題解決や農業の成長産業化を推進するため、農業機械の自動走行技術等の研究開発、ITによる生産管理の高度化の実証等を推進中。

(注13) 平成26年6月3日IT総合戦略本部決定。

(注14) 「農業ITシステムで用いる農作業の名称に関する個別ガイドライン（本格運用版）」等（平成28年3月31日新戦略推進専門調査会農業分科会取りまとめ）。

- ・ IT 利活用による、農作物の高付加価値化や熟練農家のノウハウ等の新規就農者への継承に向けて、複数の地方公共団体が連携して実施している取組を「地方創生 IT 利活用促進プラン」^(注15)に基づき国が支援^(注16)。

1-1-(5) 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現

[取組の目的]

自動走行を含む ITS (Intelligent Transport Systems) 技術の活用により、交通事故の危険や交通渋滞が回避され、高齢者等の安全・安心かつ円滑な移動が可能となる、安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現を図る。

[主な成果]

- ・ 自動走行を含む ITS に係る府省横断的なロードマップである「官民 ITS 構想・ロードマップ」^(注17)を策定。国内外の自動走行に関する動向等を踏まえた「官民 ITS 構想・ロードマップ 2016」^(注18)として改定。
- ・ 本ロードマップを踏まえ、関係省庁と民間企業が一体となって、安全運転支援・自動走行システムの開発・実用化や交通データ利活用等を推進中。

1-2. IT 利活用による目指すべき社会の実現に向けた今後の重点的な取組方針

～「国から地方へ、地方から全国へ」(IT 利活用の更なる推進のための3つの重点項目)～

上述のとおり、創造宣言を策定してから、これまでの3年間にわたる取組により、一定の成果を上げつつある^(注19)。

そこで、世界最高水準の IT 利活用を通じた、安全・安心・快適な国民生活の実現に向けた次のステップとして、これまでの国や地方での着実な成果を我が国

(注15) 平成 27 年 6 月 30 日 IT 総合戦略本部決定。

(注16) 宮崎県日南市(マンゴー)・静岡県磐田市(機能性野菜)・宮城県亘理町(イチゴ)における IT によるセンサ情報等を活用した農作物の高付加価値化、静岡県(みかん)・香川県(オリーブ)における熟練農家の経験等を基に開発した学習システムによる新規就農者へのノウハウの継承。

(注17) 平成 26 年 6 月 3 日 IT 総合戦略本部決定。平成 27 年 6 月 30 日改定。

(注18) 平成 28 年 5 月 20 日 IT 総合戦略本部決定。

(注19) 国連経済社会局(UNDESA)が、国連加盟 193 カ国を対象とした「国連電子政府調査」に基づいて、平成 26 年 6 月に発表した電子政府世界ランキングでは、我が国は前回平成 24 年の 18 位から 6 位にランクアップ。平成 27 年 4 月の世界経済フォーラムが発表した「2015 年版世界 IT 競争力報告」では、政府部門における IT の活用度は前年 22 位から 7 位へ、円滑な法整備を示す「政治・規制環境」は前年 16 位から 8 位へと大きく躍進。

全体に展開することとし、「国から地方へ」、「地方から全国へ」の横展開を基本的な方針としつつ^(注20)、「一億総活躍」、「地方創生」、「女性の活躍促進」、「国土強靱化」などの諸課題の解決に IT を利活用する取組を強化する。

具体的には、IT を巡る急速な技術進歩に対応しつつ、行政情報システム改革・業務改革（オンライン手続の促進を含む。）の更なる徹底を図るとともに、国、地方、民間事業者を問わず、我が国全体でデータ流通を促進する環境を整備し、データ利活用が様々な課題を解決することにより、高齢者をはじめ、あらゆる人々や社会全体に様々な恩恵をもたらすよう、総合的かつ計画的に取り組むという基本的な考え方の下、平成 32 年までを「集中取組期間」とし、次の重点項目を中心に、国・地方が一体となり強力に施策を推進していく。

【重点項目 1】<II-1 国・地方の IT 化・業務改革（BPR）の推進>

国におけるこれまでの行政情報システム改革の取組を更に徹底するとともに、その成果を全国に横展開することで、国全体として、限りある財源を新たな施策（重点項目 2 及び 3 を含む。）に投資するサイクルを構築する。

【重点項目 2】<II-2 安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備>

IoT（Internet of Things）、人工知能（AI: Artificial Intelligence）などの技術の進展とともに、データの流通と利活用が、我が国の持続的な経済成長、超少子高齢社会における諸課題の解決をもたらす重要な鍵であることから、重点項目 1 の取組により捻出された財源も活用しつつ、データの流通と利活用のための環境整備について、技術面・制度面の両面から推進する。

【重点項目 3】<II-3 超少子高齢社会における諸課題の解決>

重点項目 1 及び 2 の取組を図りつつ、我が国が直面する超少子高齢社会における諸課題を解決するための具体的な取組として、その実現を目指すとともに、さらに、その成果について「国から地方へ」、「地方から全国へ」と横展開を図る。

(注20) IT は地理的・時間的な制約を解消し得るものであり、スケールメリットとスケラビリティ等を有する手段であることから、これまでの着実な成果を国全体に展開することで更なる効果を期待。

II. 「国から地方へ、地方から全国へ」(IT利活用の更なる推進のための3つの重点項目)

II-1. 【重点項目1】 国・地方のIT化・業務改革(BPR)の推進

[取組の目的]

新たな電子行政の付加価値を高める投資や重点項目2及び3を含む新たな戦略的投資については、国の行政情報システムのクラウド化・統廃合を通じた運用コストの削減の取組を進めることで得られた節減分を活用する。さらに、国・地方公共団体のIT化・業務改革(BPR)の取組を全国に拡げることが重要である。

あわせて、より革新的かつ透明性の高い電子行政の実現を目指すため、行政組織や業務の壁を越えたデータの利活用等により、政策企画や評価の高度化、公共サービスの品質向上を通じた、利用者の利便性や公共価値(Public Value)の更なる向上を目指す。

[主な取組内容]

II-1-(1) 国のIT化・業務改革(BPR)の更なる推進

- ・ 平成30年度までに平成24年度の情報システム数(1,450)を半数近くまで削減するほか、平成33年度までを目処に平成25年度の運用コスト(約4,000億円)を基準に3割削減することを目指す。
- ・ ハローワーク、年金、国税、登記・法人設立等関係のシステム改革や業務改革(BPR)については、政府CIOによるレビュー等を通じて、運用コストの大幅な削減を図りつつ、マイナンバーや法人番号の利活用も踏まえ、行政機関間の分野横断的な情報連携等を進めることにより、利用者視点での改革を推進。あわせて、各府省庁の個別業務についても、システム改革とともに業務プロセスを見直すなどの業務改革(BPR)を推進。
- ・ 登記・法人設立等関係については、平成30年度から法務省において予定されている登記情報システムの更改に当たり、行政機関等に対して、オンラインにより新たに設立された法人の登記情報を提供可能とするなど行政機関間の情報連携のため、柔軟に対応する仕組みの構築を推進。これにより、事業開始の際に必要な各種手続において登記事項証明書の添付を省略できるようにし、国民の負担軽減を図るとともに、行政運営の高度化を図る。
- ・ 人事・給与、旅費、調達、文書管理・決裁といった共通業務・システム改革については、共通システムの一層の利活用を推進し、事務処理の原則電子

化、蓄積するデータの分析、共有等（政府調達における契約までの一貫した電子化や契約結果等の共有等）を通じて、適正かつ効率的・効果的な予算執行を確保しつつ、コスト削減を図るとともに、間接事務の省力化を推進。

- 行政機関における効率的な事務遂行を図るため、会議のペーパーレス化、WEB 会議の活用、法制執務の電子化、府省庁間協議ルールの見直しを行うとともに、テレワーク、フリーアドレスの活用などのオフィス改革等を通じ、「庁舎中心」や「紙中心」の働き方から、職員各自の生活と調和する働きやすい環境づくりに取り組む。
- 「電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン」^(注21)等に基づき、文字や用語、インターフェース等の相互運用性の向上を図るとともに、国・地方公共団体の調達等に係る情報提供サービスの見直し等により、国民等の利便性を追求した総合的な情報利活用環境の整備に取り組む。

II-1-(2) 地方公共団体の IT 化・業務改革（BPR）の推進

- 国の行政情報システム改革の成果事例を横展開する観点から、「政府情報システム改革ロードマップ」^(注22)の進捗を受け、地方公共団体の情報システム改革を推進するとともに、自治体クラウド未実施の団体においては、業務の共通化・標準化を行いつつ、自治体クラウド導入の取組を加速することにより、当該情報システムのコスト削減を図る。

また、自治体クラウド導入団体にあっても更なる業務の共通化・標準化の実施によるクラウド化業務範囲の拡大等自治体クラウドの質の一層の向上を図る。

これらの取組を通じて、地方公共団体の情報システムの運用コストの圧縮（3割減）を図るとともに、更なるコスト削減に向けた方策や自治体クラウドの質の向上策について、今夏を目処に結論を得るべく検討。

- 地方公共団体における IT 化・業務改革（BPR）を推進するため、政府 CIO 等が自ら地方公共団体を訪問し、自治体クラウドの導入等に関するアドバイスや意見交換等を行い、まず変革意欲を有する地方公共団体に対して支援を行う取組を推進。

(注21) 平成 26 年 4 月 25 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。

(注22) 平成 25 年 12 月 26 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成 27 年 3 月 4 日改定。

- ・ 教育委員会や学校等において、教員の多忙化を解消し、教育活動の質の向上を図る観点から、校務の IT 化と業務改善を推進するため、統合型校務支援システムの普及に向けた業務プロセスのモデル化、機器・ネットワーク・システムの共同調達・運用及びクラウド化の在り方、規模・取組状況に応じた標準的な調達仕様等を検討。

II-1-(3) ガバナンス体制の強化

- ・ 「政府機関におけるセキュリティ・IT 人材育成総合強化方針」^(注23)に基づき、一定の専門性を有する人材の育成・確保を図るとともに、サイバーセキュリティ・情報化審議官等の下、サイバーセキュリティ対策、システム改革や業務改革（BPR）、IT 利活用推進等の着実な取組を推進。
- ・ システム改革や業務改革（BPR）を通じて得られた知見・ノウハウを政府全体で蓄積・共有することにより、システムや業務に係る正確な現状把握やサービス品質向上のために分析が必要な数値等の活用、プロジェクトの適切な管理等に係る職員のスキル（IT マネジメント能力）を向上させる取組を推進。

※ **上記の重点項目 1 の取組により検出された財源及び府省庁の既存の IT 関連施策の見直しで検出された財源も重点項目 2 及び 3 に活用できるようにするため、政府 CIO が府省庁の IT 関連施策を評価し、政府として既存の施策を見直しつつ、選定した特定施策に重点的に投資できるよう予算に反映する。**

(注23) 平成 28 年 3 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定。

II-2. 【重点項目2】安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備

II-2-(1) 利用者志向のデータ流通基盤の構築

[取組の目的]

我が国においては、組織や業務の壁を超えた官民システム間の相互連携が進展していないために、オープンイノベーション^(注24)の鍵となるIoT、AI等の活用に不可欠なデータの円滑な流通が限定的となっている^(注25)。

そこで、官民システム間の連携協調による分野横断的なデータ流通基盤を整備することで、多種多様なデータを社会全体で共有、利活用することが可能となり、IoT、AI等を活用することを通じて、新たな投資や雇用の創出、国民生活の利便性の向上等を目指す。

特に、データ流通基盤の整備に当たっては、利用者を意識した視点が必要不可欠であるとともに、大企業だけでなく、中小企業、ベンチャー企業が参入しやすく、多種多様なサービスが生まれる基盤となるよう十分に留意する必要がある。

[主な取組内容]

(データ流通基盤の整備)

- ・ 平成32年度を目処にITSやものづくりなどの11分野^(注26)の官民システム連携の取組を推進(Society 5.0)。複数の事業者等の中で、データの互換性を高めるため、データの語彙の統一やAPI^(注27)の連携等の官民システム間の更なる連携に取り組む。
- ・ 上記11分野も含めた官民システム全体の連携を目指し、データの語彙の統一やAPIの連携、IoT機器等のデータ連携に必要な標準化、データのアクセ

(注24) 自社内外のイノベーション要素を最適に組み合わせることで新規技術開発に伴う不確実性を最小化しつつ新たに必要となる技術開発を加速し、製品開発までに要する時間を最大限節約して最大の効果を得る等、イノベーション効率を最大化する手法のこと。

(注25) 円滑なデータ流通や利活用のためのデータフォーマットの適正化の取組も進展していない状況。なお、EUでは、各業界で活用できるアプリ開発やデータ連携のための標準仕様「FIWARE」を官民共同で開発し、公開。その他、ドイツの「インダストリー4.0」、米国の「先進製造パートナーシップ」、中国の「中国製造2025」などの海外の取組とも連携する必要。

(注26) エネルギーバリューチェーンの最適化、地球環境情報プラットフォームの構築、効率的かつ効果的なインフラ維持管理・更新・マネジメントの実現、自然災害に対する強靱な社会の実現、高度道路交通システム、新たなものづくりシステム、統合型材料開発システム、健康立国のための地域における人とくらしのシステム、おもてなしシステム、スマート・フードチェーンシステム、スマート生産システム。

(注27) Application Programming Interfaceの略。複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要なプログラムを定めた規約。

ス容易性の確保、国・地方公共団体・民間事業者等が保有するデータの一体的な利活用の促進の取組を推進。

(基盤を支える技術開発等)

- ・ データ流通基盤を支えるネットワーク等技術（第5世代移動通信システム（5G）、ソフトウェア制御、仮想化技術の活用等）の研究開発、国際標準化、総合実証及び社会実装を推進。また、低廉かつ高速のブロードバンド環境が利用できるよう事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を促進する取組を推進。
- ・ IoT社会の進展に伴うIoT機器の膨大なアドレス需要等に対応するため、IPv6対応の進捗状況の調査や支援等を通じて、モバイルネットワークをはじめとする通信基盤のIPv6化を推進するとともに、ビッグデータやIoT時代のトラヒック増に対応するため、データセンターの地域分散や新たな電波利用ニーズを踏まえた周波数の確保等、ITインフラ環境を整備する取組を推進。
- ・ 様々な分野におけるデータ利活用の促進に技術的な側面から貢献するため、関係府省庁が連携し、AI等に係る革新的な基盤技術の研究開発を強力的に推進。
- ・ AIの普及及びネットワーク化に伴う社会的・倫理的課題に関し、AIの研究開発に当たっての留意事項に関する国際的に参照すべき原則の策定やその見直し等に関する国内外における継続的な議論の推進、その他所要の措置を講ずる。

II-2-(2) データ流通の円滑化と利活用の促進

[取組の目的]

スマートフォンやIoT機器等の普及により、個人に関するデータを含む多種多様なデータの流通量が増加しつつある中、更なるデータ流通の円滑化と利活用を促進することで、新たなサービスの開発と提供等を通じ、超少子高齢社会における諸課題の解決を目指す。

その際、更なるデータ流通と利活用の促進には、前述のデータ流通基盤の整備とともに、データ流通と利活用による効用に関する社会意識の醸成に努めることや、データ流通における個人情報に関する本人の関与の在り方等を検討することが重要である。

あわせて、IoT、AI 等が我が国の経済社会活動の基盤となる社会の到来を見据え、それに伴う今後の産業・雇用構造の変化に対応していくため、IT を理解し、データの利活用により様々な分野における社会課題を解決していく能力等を有する人材育成等が必要である。

[主な取組内容]

(データ流通の円滑化と利活用の促進)

- データ流通と利活用による事業者や個人にとっての効用に関する社会意識を醸成するため、データ流通と利活用のユースケースの収集・分析と、その結果の公表を通じ、事業者にとって事業の効率化や新サービスの開発等に資する一方、個人の多様なニーズへの適応や社会全体での利便性の向上等、個人にも裨益すること等の普及啓発やデータ活用教育を推進。
- データ流通の円滑化と利活用の促進のため、データ流通における個人の関与の仕組み（個人が自らのデータの提供先等を管理できるシステム）や、健全なデータ取引の市場形成の在り方、個人が自らのデータを信頼できる者に託し本人や社会のために活用する等の新たな仕組み（情報利用信用銀行制度構想（いわゆる情報銀行））について、データを活用する事業者の権利関係（知的財産権等）にも配慮しつつ、技術・制度の両面から、課題の抽出や解決策の検討を推進。
- 医療分野等の情報を新薬や治療の研究に活用するため、治療や検査等の大量のデータを収集し、安全に管理・匿名化する「代理機関（仮称）」に関する制度の構築に向け、平成 29 年中を目処に所要の法制上の措置を講じる。
- 個人の生涯にわたる医療や健康等の情報を経年的に管理・活用する PHR（Personal Health Record）のユースケースと課題、その課題解決に向けた仕組みの在り方を検討するとともに、平成 30 年度末までにユースケースの実証・確立、普及展開に向けた方策を検討。
- 「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会報告書」^(注28)等を踏まえ、医療等 ID 制度及び医療保険のオンライン資格確認の導入について、平成 30 年度の段階的運用開始、平成 32 年からの本格運用を目指して、平成 28 年度中に具体的システムの仕組み・実務等について検討し、平成 29 年度よりシステム開発を実行。

(注28) 平成 27 年 12 月 10 日医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会取りまとめ。

- IT 利活用による診療報酬の審査業務の一層の効率化や統一化等について検討を進め、平成 28 年末までに結論を得て、データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた取組を推進。
- 行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報について、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 58 号）などの改正法案の早期成立を図り、データ流通の円滑化の観点から非識別加工情報（匿名加工情報）の対象となるデータの選定、加工、安全確保の基準の検討等を進め、個人の権利利益の保護を図りつつ、非識別加工情報が有効に利活用されるように取組を推進。
また、公共の利益の増進等に特に資する分野について、国・地方公共団体・民間事業者等が保有する個人情報の一体的な利用の促進のため、具体的な検討を行う。
- 平成 28 年 1 月に設置された個人情報保護委員会において、個人の権利利益の保護を図りつつ、データ流通の円滑化を図るための体制を強化するとともに、国際的な協力の枠組みへの我が国初の正式参加や各国執行当局との協力関係の構築等により、国際的なデータ流通の円滑化の積極的な取組を推進。

（新たなサービスへの対応）

- データ流通の円滑化による新たな経済活動である、遊休資産等を活用したシェアリングエコノミーサービスの健全な発展を支援するため、民間団体等による自主的なルール整備をはじめ、新ビジネス創出を促進する観点から必要な措置を検討。
- 「民泊サービス」に係るルール整備等については、厚生労働省と観光庁で開催している「民泊サービスのあり方に関する検討会」において検討を進め、平成 28 年 6 月を目処に最終報告書を取りまとめ、同取りまとめを踏まえて必要な法整備に取り組む。

（人材育成）

- 我が国が第 4 次産業革命を勝ち抜くために、初等中等教育において様々な課題解決に必要な論理的思考力や創造性、情報活用能力などの汎用的な力を育成しつつ、高等教育から研究者レベルにおいて、特に喫緊の課題である IoT、ビッグデータ、AI、セキュリティ及びその基盤となるデータサイエンティス

ト等の人材育成・確保に資する施策を「第4次産業革命に向けた人材育成総合イニシアチブ」^(注29)として、包括的に実施。その際、プログラミング教育を推進するため、府省庁と産業界との連携、学習指導要領の改訂、IT インフラ環境の整備に取り組む。また、デジタル教科書・教材の導入に向けた検討を踏まえ、制度面・環境面を含めて必要な取組を推進。

- ・ IoT、ビッグデータ、AI 等を業務やビジネスにいかすことができる人材を民間企業等が確保する取組を支援することで、新サービスの創出等を通じた企業の競争力強化、再雇用機会の創出等を図るため、技術系人材の再教育（リカレント教育）や、民間企業等においてIT利活用を牽引する人材養成の仕組みを検討。
- ・ 地方におけるIT人材不足に対応するため、地方公共団体のIT化・業務改革（BPR）の推進の取組により節減した人的資源をIoT、AI、セキュリティ、オープンデータ等の新たな付加価値を高める投資に活用する等、データの流通と利活用を担う新たな人材育成の推進と併行して、地方におけるIT利活用人材の有効活用策を検討。

（デジタル・ディバイドの解消（データ流通の円滑化と利活用の恩恵の享受））

- ・ 平成29年に団塊の世代が70歳代を迎えるに当たり、高齢者のIT利活用の促進・リテラシーの向上のための取組を、当該世代が後期高齢者となる平成34年までに重点的に推進することにより、高齢者の安心・安全の確保（孤立化防止等を目的とした、SNS等によるコミュニケーションの促進を含む。）、インターネット等を活用した買い物支援等による個人消費の拡大などの取組を推進。
- ・ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の施行も踏まえ、障害者・高齢者のウェブアクセシビリティ状況の調査、障害者・高齢者にとって使いやすいIT機器や関連サービスの開発・提供などの取組を官民が連携し推進。
- ・ 希望する全ての国民がITを利活用できる環境を確保するため、離島などの不採算地域等においても、地域特性を踏まえつつ、地域のIT基盤（超高速ブロードバンド、モバイル）の整備・確保を図る取組（新幹線トンネルなどの電波が届かない区間の解消を含む。）を推進。

^(注29) 平成28年4月19日第26回産業競争力会議文部科学大臣提出。

II-2-(3) 課題解決のためのオープンデータの「実現」(オープンデータ 2.0)

[取組の目的]

データ流通基盤の整備や、データ流通の円滑化と利活用の促進の取組と併せて、国・地方公共団体・民間事業者等が保有するデータを社会全体で共有し、活用するための課題解決型オープンデータの推進の具体的な実現を図る。

その際、地方公共団体におけるオープンデータの取組支援に当たっては、全国一律ではなく、地域の特徴を踏まえた自主的な対応を促すことを留意することが必要である。

[主な取組内容]

- ・ 我が国の政策課題を踏まえた強化分野（一億総活躍社会の実現、東京オリンピック・パラリンピック競技大会）を設定することにより、オープンデータサイクル^(注30)を促すとともに、民間事業者等におけるオープンデータ的な取組についても一定の範囲内（競争領域ではなく、協調的な領域）で協力を依頼。
- ・ 地方公共団体におけるオープンデータの取組について、防災などの地域を跨いだ共通的な分野とともに、各々の地域特性に応じたオープンデータの取組も併行して促す取組を推進。
- ・ 防災などの各国共通の課題に関する分野も考慮しつつ、オープンデータの利活用に焦点を当てた新たな指標を策定するとともに、経済開発協力機構（OECD）をはじめとする国際機関等と連携を図りつつ、海外へ展開。あわせて、地方公共団体向けに開発したオープンデータパッケージ等をアジアを中心とした海外に発信する取組を推進。

(注30) 特定の分野のオープンデータを促進し、利用者が課題の気付き・解決に取り組む中で、別のデータ公開のニーズ等が生まれ、更なるオープンデータ化が進むこと。

II-3. 【重点項目3】 超少子高齢社会における諸課題の解決

[取組の目的]

国全体の課題である超少子高齢社会における諸課題を解決するため、重点項目1及び2も活用しつつ、具体的な取組を推進する。さらに、その成果を「国から地方へ」、「地方から全国へ」と横展開を図る。

特に、「一億総活躍」、「地方創生」、「女性活躍推進」、「国土強靱化」等の実現には、IT利活用による効率的投資、イノベーション創出を通じた生産性向上が不可欠であることから、「新3本の矢^(注31)（希望を生み出す強い経済、夢をつむぐ子育て支援、安心につながる社会保障）」等の推進に資するよう、次の3つの分野に焦点を当てて、国全体を通じたIT利活用の取組を推進する。

- (1) ビッグデータを活用した社会保障制度の変革
- (2) マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革
- (3) IT利活用による諸課題の解決に資する取組

[主な取組内容]

II-3-(1) ビッグデータを活用した社会保障制度の変革

- ・ 介護職員による介護サービス利用者の状態把握等のデータを活用し、その分析を通じた業務プロセスの標準化を推進するとともに、介護サービス利用者に対する適正できめ細かい介護とその介護を評価する仕組みを検討する等、介護サービスの質と生産性の向上を図るための方法について検討。また、介護ロボット等を活用することにより、業務の質と生産性の向上を図る取組^(注32)を推進。
- ・ 医療分野における8K等高精細映像や保険者の有する健診・レセプトデータ等の大規模収集・解析によるインテリジェント化^(注33)を進め、診療やデータヘルス推進の支援のための研究を行うことにより、医療や保健サービスの質の向上を図る取組を推進。

(注31) 「新3本の矢」では、「名目GDP600兆円」、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」が目標。

(注32) 沖縄県宮古島市や香川県小豆島町において、ビッグデータ分析による介護サービスの質の向上などの取組を先行的取組として開始。

(注33) コンピュータや通信ネットワークの能力向上、ディープラーニング技術や脳科学分野における研究の進展による人工知能技術の高度化等により可能となる、ビッグデータの高度な活用等によってもたらされる変化のこと。

II-3-(2) マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革

- ・ 妊娠、出産、育児等に係る、国民の子育ての負担軽減を図るため、地方公共団体における子育て関連の申請等手続について、マイナンバーカードを用いてオンラインで一括して手続が行うことができるよう、マイナンバー制度を活用した子育て関連のサービスのワンストップ化の検討を行い、地方公共団体の情報提供ネットワークシステムの運用が開始される平成 29 年 7 月以降、速やかに実現。

これらについて、平成 28 年度末まで各種検討・整理を行うとともに、他のサービスについても、引き続き検討を推進。なお、地方公共団体において、面談による世帯の状況把握や他の必要な支援との連携など対面手続としているものについては、その趣旨を十分に踏まえる。

- ・ 子育てワンストップの更なる発展に向け、申請に際して必要な添付書類の取得などの一連の子育て関連手続に関しては、窓口訪問や郵送等なしにマイナンバーカードを用いて一括して手続が行えるようマイナポータルとの今後の連携の在り方も含め検討を推進。

II-3-(3) IT 利活用による諸課題の解決に資する取組

II-3-(3)-① 産業競争力の強化

(農業関係)

- ・ 農業関連情報（農作物や農作業の名称等）の帰属や権利関係等の具体例を整理したガイドライン^(注34)を全国に展開・普及することにより、生産者の権利保護や熟練農家のノウハウ等のデータ化を推進するとともに、AI の活用による作業用ロボット開発や IoT を活用した農産物の物流の効率化等にも取り組み、農業や周辺産業における飛躍的な生産性の向上を図り、農業の産業競争力強化、国際競争力強化を加速。
- ・ 農業への新規参入等を促進するため、農地情報公開システムのデータ更新を迅速に実施。また、農業分野における行政データや研究成果等のオープンデータ化を図る取組を推進。

(注34) 「農業 IT システムで用いる農作業の名称に関する個別ガイドライン（本格運用版）」等（平成 28 年 3 月 31 日新戦略推進専門調査会農業分科会取りまとめ）（再掲）。

(観光関係、東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係)

- ・ 交通系 IC カードやスマートフォン、クラウド基盤等を活用し、個人の属性情報に応じた情報提供等により、訪日外国人を含め、誰もが最適な情報の享受や一人歩きをできる快適な環境を構築する取組を推進。これにより、都市機能の高度化、インバウンド拡大による経済活性化を期待。
- ・ 最先端技術を活用した革新的な出入国審査を実現するため、バイオカート^(注35) 導入による個人識別情報の事前取得などの取組を実施し、空港での訪日外国人の入国審査待ち時間短縮を図る。
- ・ GPS の位置情報や SNS による外国人旅行者のつぶやきなどのビッグデータの活用による訪日外国人旅行者の動態及び関心事項の調査・分析に基づき、全国各地の DMO^(注36) などの観光関係者がビッグデータを活用するための手引きを作成・公表し、観光地域づくり等へ活用する取組を推進。
- ・ 外国人旅行者等が観光・災害時にも利用しやすい Wi-Fi 環境を実現するため、平成 32 年までに主要な観光・防災拠点における重点整備箇所（避難所・避難場所に指定された学校等を含む。（推計 2 万 9 千箇所^(注37)））について、国が作成する整備計画に基づき、無料 Wi-Fi 環境の整備を推進。また、事業者の垣根を越えてシームレスに Wi-Fi 接続できる認証連携の仕組みを構築する取組を推進^(注38)。

(道路交通関係)

- ・ 「官民 ITS 構想・ロードマップ 2016」^(注39) を踏まえ、関係省庁と民間企業が一体となって、安全運転支援・自動走行システムの開発・実用化や交通データ利活用等を推進。

(注35) 入国審査ブースで行っている審査手続のうち、個人識別情報（指紋、顔写真）の提供部分を切り分け、審査待ち時間を活用して個人識別情報の事前取得を実施するための機器。

(注36) Destination Marketing/Management Organization の略。マーケティングに基づく観光戦略の策定・推進や、地域内の幅広い関係者との合意形成等、観光事業のマネジメントを担う機能・組織の総称。

(注37) 箇所数は今後さらに精査。

(注38) 平成 30 年までに既設の Wi-Fi アクセスポイントの有効活用を推進すること等により、20 万箇所以上で、事業者の垣根を越えてシームレスに Wi-Fi 接続できる認証連携の仕組みを構築する取組を推進。

(注39) 平成 28 年 5 月 20 日 IT 総合戦略本部決定（再掲）。

- ・ 特に、自動走行に関しては、平成 32 年までに高速道路での自動走行や限定地域での無人自動走行による移動サービスが可能となるよう、平成 29 年までに必要な実証を可能とすることを含め、制度やインフラの整備を含む取組を推進。

(新ビジネス創出等関係)

- ・ IoT、ビッグデータ、AI の進化をイノベーション創出につなげるために、円滑な社会実装を可能にする環境整備が急務であるとの認識を踏まえ、「IoT 推進コンソーシアム」を通じて、先進的なプロジェクトを発掘・選定し、資金支援、規制改革の支援を実行。

あわせて、IoT 関連の技術開発・実証・国際標準化、データ流通促進やセキュリティガイドラインの策定を実行。

これにより、IoT、ビッグデータ、AI の円滑な社会実装が促進されるとともに、新たなビジネスモデルが創出され、産業振興・経済活性化につながることを期待。

- ・ 法人番号の利活用により、国・地方公共団体・民間事業者等における情報収集に係るコストの削減や、事業開始の際に必要な税務、社会保険などの各種手続の簡素化及びオンライン手続のワンストップ化による事業者等における事業活性化、行政事務の効率化や迅速化を図る取組を推進。

あわせて、平成 27 年 11 月の府省庁ウェブサイトにおける法人番号併記ルールの策定を踏まえ、法人番号を併記した調達、免許、許認可などの法人関連情報のオープンデータ化等を平成 28 年 1 月以降順次開始し、平成 29 年 1 月に「法人ポータル（仮称）」の運用を開始。

- ・ 「IT 利活用に係る基本指針」^(注40)に基づく制度見直しの取組の成果や民間ニーズ等を踏まえ、行政手続及び民間取引における IT 利活用を強かに推進し、平成 28 年末までに「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」^(注41)を改定。

- ・ キャッシュレス化等に伴うビッグデータの利活用により、多様化する国内消費者や訪日外国人等のニーズを的確に捉え、優れた商品・サービスの開発、インバウンド需要の更なる喚起等につなげるため、平成 28 年内にクレジット

(注40) 平成 27 年 6 月 30 日 IT 総合戦略本部決定。

(注41) 平成 25 年 12 月 20 日 IT 総合戦略本部決定。

カード決済、購買情報等に関する必要なデータの標準化や、電子タグ^(注42)等の IT を活用し、サプライチェーンで生まれる多様なデータを集約・利活用するための環境整備等を推進。

- 平成 28 年 3 月に国会に提出した、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法の一部を改正する法律案」の速やかな成立を図った上で、その早期施行に向けて、仮想通貨への対応や IT の進展に伴う技術革新への対応等、所要の政府令の整備を速やかに実施する。また、FinTech^(注43)の更なる展開等も見据え、金融関係の制度面の課題等について、決済プロセスにおける中間的業者の位置付けを含め、金融審議会報告（平成 28 年 2 月公表）に基づき、引き続き検討を行う。

II-3-(3)-② 地方創生の実現

- 地方経済に関する官民が保有するデータの利活用を更に促進するため、地域経済分析システム（RESAS）で利活用できるデータの拡充や活用方法の充実に努めることで、地方公共団体や地域住民による地方創生に資する取組をより効果的に支援。
- 中小企業や地方の現場における起業家精神を創発し地域課題の解決や地域産業の活性化を推進するため、IT 関連施策パッケージ（アントレ×IT パッケージ）^(注44)の価値・効果の分析等を踏まえ、将来性のある人材の発掘や専門家による支援、スキルや経験を有する人材の再活用などの取組を推進。
- 通信・放送・農林水産業・医療・都市／住まい・観光といった生活に身近で地域格差を含む課題解決に資する重点分野を特定し、セキュリティやプライバシーに配慮しつつ、データの利活用を促すための制度整備に向けた検討を推進。
- 宮崎県日南市（マンゴー）・静岡県磐田市（機能性野菜）・宮城県亘理町（イチゴ）における取組（IT によるセンサ情報等を活用した農作物の高付加

(注42) 複数のタグ情報を非接触で瞬時に読み取り可能な技術。

(注43) FinTech とは、金融（Finance）と技術（Technology）を掛け合わせた造語であり、主に、IT を活用した革新的な金融サービス事業を指す。

(注44) 「起業家精神を創発する IT 関連施策パッケージ」（第一版平成 26 年 10 月 30 日内閣情報通信政策監決定。第二版平成 27 年 3 月 31 日決定）。起業家人材の育成からベンチャーの育成までの、起業家精神創発に係る関係府省庁の IT 関連施策を、「施策群」として横串を通した上で、取りまとめたもの。

価値化)等、各地で展開しているITを利活用した生産性向上の事例^(注45)を全国に広げるとともに、ビジネスモデルとしての確立を支援。

- ・ 調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設生産プロセスにおいて、IT等の利活用により生産性向上を図ることで、魅力ある建設現場を目指す取組であるi-Constructionを推進。
- ・ 地域に根ざす造船業(国内部品調達率9割以上、地方圏での生産率9割以上)の国際競争力を一層強化することにより、造船の輸出拡大、地方経済の成長、雇用拡大を図るべく、ITを利活用して船舶の設計から建造、運航に至る全てのフェーズにおいてイノベーションの創出・生産性向上を目指す取組であるi-Shippingを推進。
- ・ テレワークによるワークライフバランスの推進、業務効率化、生産性向上、地方創生等の観点から、関係府省庁においてテレワーク導入の課題を共有し、課題解決に資するよう各種テレワーク推進施策の連携を図りつつ効果的な措置を検討。特に、国家公務員が率先してテレワークに取り組み、テレワークが社会全体に普及するよう、府省庁における実態を調査し、取組事例とともにその結果を公表。また、人や仕事の地方への流れを促進する「ふるさとテレワーク」の全国への本格展開を推進。

II-3-(3)-③ マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上

- ・ 平成28年度から国・地方公共団体の調達情報の共有を開始するとともに、マイナンバーカードを用いた国・地方公共団体における調達手続の簡素化や、各種申請手続や定期的な行政手続の簡素化、国民の利便性向上に大きな効果がある業務での利活用案の検討を進め、民間事業者等における業務コストの低減や情報連携による事業活性化に効果的な取組を推進。
- ・ 公的個人認証サービスを活用した法人間取引における権限の認証等の実現に向けた多様なアクセス手段や制度的措置について検討を進め、可能な限り早期に国会に法案を提出。

(注45) その他、静岡県(みかん)・香川県(オリーブ)における取組(再掲)、宮古島市や小豆島町における取組(再掲)、長野県塩尻市におけるセンサを活用した鳥獣被害対策の取組、岡山県真庭市におけるクラウドを活用した森林資源情報の共有の取組、石川県七尾市の旅館業における宿泊履歴等データ共有による業務効率化等のクラウドサービスを活用した取組等。

- ・ マイナンバーカードの公的個人認証機能を活用し、官民で連携した仕組みを設け、民間事業者の送達サービスを活用した官民の証明書類の受け取りや子育て支援・引越・死亡等に係るワンストップサービスや、テレビ・スマートフォン・コンビニ端末等を活用した電子的な行政手続等への多様なアクセスを、平成29年7月のマイナポータルの本格稼働に合わせて順次実現。
- ・ マイナンバーカードの利便性向上策等について、公的個人認証機能のうち利用者証明用電子証明書の海外転出後の継続利用や旧姓併記等の券面記載事項の充実、マイナンバーカードのマイキー部分（公的個人認証機能等）を活用した公共施設や自治体ポイントなどの自治体サービスのクラウド使用による効果的・効率的利用促進や当該ポイントの商店街等での利用推進等、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現。

II-3-(3)-④ 安全で災害に強い社会の実現

- ・ 熊本地震の影響により損壊した地域の通信・放送のインフラの復旧等を推進するとともに、その被害状況等も踏まえ、今後の大規模災害等の発生を見据えた、地域内の人員・人材の確保支援を含む通信・放送のインフラの更なる強靱化や安定的な情報伝達の確保、サプライチェーンマネジメント^(注46)の推進に取り組む。
- ・ 準天頂衛星などの宇宙インフラや地理空間情報（G空間情報）等の活用を通じて、災害時に全ての国民が正確な災害関連情報を確実かつ多様な伝達手法で入手できる防災・減災情報インフラを構築するなどの取組を推進。また、SNSや災害時における通行実績マップ等の民間サービスも活用しつつ、平時も含めた情報発信や情報収集の在り方について、熊本地震をはじめ、その効果等の検証を踏まえ、先行事例を分類し様々な地域の参考となるガイドブックを作成するとともに、地方公共団体でのガイドブックの活用の促進に取り組む。
- ・ 地域の災害情報等を多様なメディアに一斉配信するLアラートの早期の全国運用開始に向けた取組とともに、迅速な情報発信や発信情報の拡充・利活用の促進等に向けた取組を推進。

(注46) 取引先との間の受発注、資材・部品の調達、在庫、生産、製品の配達等を統合的に管理、効率化し、企業収益を高めようとする管理手法のこと。

- ・ 災害発生時や生活再建支援時等における、マイナンバー制度を用いた、より正確、迅速かつ効率的な避難状況等の把握等に当たっての情報の共有の在り方について、地方公共団体等の取組の実態も踏まえ、マイナンバー制度の見直しも含めて検討を行い、平成 28 年度中を目処に取組方針を取りまとめ。
- ・ 大規模災害時における IT の利活用や今後の全国的な IoT サービスの展開の推進の観点から、首都圏に集中するデータセンターの地域分散を促進するため、地域におけるデータセンターの整備を推進。
- ・ 高度なセンサ、ロボット、非破壊検査、情報化施工などの技術を開発・活用することにより、社会インフラの実態を正確に把握・蓄積し、「見える化」することで、社会インフラを安全により長く利用できることにつなげる取組を推進。
- ・ IT を利活用することにより、準天頂衛星などの宇宙インフラや地理空間情報（G 空間情報）等を活用した避難誘導、消防活動、被災者の安否確認や避難所機能の強化等の災害現場対応を可能とするとともに、高度なシミュレーションを利用した事前の精緻な地震・津波被害予測、これらの予測等に資する最先端のスーパーコンピュータの開発等、「助かる命を確実に助ける」災害に強い社会の実現に向けた取組を推進。

III. 推進体制等

世界最高水準の IT 利活用に向けて、府省庁の取組の歯車がかみ合い、力強く目標に向かって進むよう、俯瞰的かつ具体的に関与し、横串を通す調整を行うことで、機敏にかつ適切に PDCA サイクルを推進し、スパイラルアップを目指している。

III-1. 政府 CIO の司令塔機能の発揮

創造宣言を強力かつ着実に推進するため、政府 CIO が司令塔として以下の点を行っていく。

- ・ 重点項目 1 から 3 の取組を中心に、関係府省庁と緊密な連携を図り、各施策を円滑かつ効率的に実施するための府省庁横断的な推進計画の作成（政策調整機能の発揮）。
- ・ 創造宣言を推進するに当たって、IT 投資の重点化・効率化の徹底による全体最適を実現する（各府省庁間での連携確保や特定分野への重点投資等を行う。）ための政府としての方針（経費の見積りの方針）の策定。
- ・ 創造宣言に係る具体的な施策を、府省庁統一的に推進するための技術的又は専門的事項等を定める指針（ガイドライン）の作成。PDCA サイクルの各段階に応じた、施策の推進（投資効果、進捗状況等）に係る評価の実施。
- ・ 重点項目 1 の取組により捻出された財源及び府省庁の既存の IT 関連施策の見直しで捻出された財源も重点項目 2 及び 3 に活用できるようにするため、政府 CIO が府省庁の IT 関連施策を評価し、政府として既存の施策を見直しつつ、選定した特定施策に重点的に投資できるよう予算に反映する。

III-2. 関係本部等との連携体制

IT に関する政府全体の政策の推進に当たっては、IT が社会変革の中心になりつつあることを踏まえ、従来にも増して、知的財産戦略本部、宇宙開発戦略本部、国土強靱化推進本部、健康・医療戦略推進本部、サイバーセキュリティ戦略本部、まち・ひと・しごと創生本部、日本経済再生本部、行政改革推進本部、地理空間情報活用推進会議、経済財政諮問会議、総合科学技術・イノベーション会議、規制改革会議等とも密接に連携しつつ、推進を図る。

特に、セキュリティ確保のための投資は IT システムの信頼性向上を通じ、利用者の安全・安心の確保に貢献するため、「サイバーセキュリティ戦略」^(注47)に基づく官民のセキュリティ対策の強化に引き続き努める。

III-3. 進捗管理における評価指標の設定・管理

創造宣言に基づく、具体的な取組について、進捗状況や成果を確認するため、「目標」とその目標を具体的に実現するための「施策」が計画通り遂行されているかどうか定量的に測定する「指標（KPI）」を設定し、管理を行う。

なお、より適正な評価指標になるよう、「政策効果」、「目標」、「KPI」、「施策」が一致しているかどうか、不断の見直しを実施する。

III-4. 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開

創造宣言の推進を図り、安全・安心・快適な国民生活の実現に資するため、IT を利活用して総合的に解決する成功モデルの国際展開を図る。

その際、戦略的な対外広報、実証事業、人材育成支援、資金供給^(注48)等を総合的に活用して海外展開することにより、国際貢献と我が国の国際競争力強化を推進する。

(注47) 平成 27 年 9 月 4 日閣議決定。

(注48) (株) 海外通信・放送・郵便事業支援機構（平成 27 年 11 月設立）による出資等。